分割等により不動産の取得を予定している者についても、同様とする。

⑺　事業基盤強化計画の期間中における船舶等に係る技術開発に関する事項を記載する。

３．事業基盤強化の実施時期

⑴　事業基盤強化の開始時期及び終了時期を年月をもって記載する。

⑵　別表４により、毎事業年度の実施予定を記載する。

４．事業基盤強化の実施に必要な資金の額及びその調達方法

⑴　必要な資金の額及び調達方法の概要を記載する。

⑵　必要な資金の額及び調達方法は、別表５により記載する。

５．事業基盤強化に伴う労務に関する事項

⑴　事業基盤強化の開始時期の従業員数（申請者である事業者及びその関係事業者ごとにそれぞれ記載する。以下⑸まで同じ。）を記載する。

⑵　事業基盤強化の終了時期の従業員数を記載する。

⑶　事業基盤強化に充てる予定の従業員数を記載する。

⑷　⑶のうち、新規採用される従業員数を記載する。

⑸　事業基盤強化に伴い出向又は解雇される従業員数を記載する。

６．その他

⑴　事業基盤強化計画に法第十一条第三項第一号の事項を記載する場合にあっては、別表６により記載する。

⑵　法第十四条の特例措置の適用を受ける場合にあっては、法第十一条第三項第三号の事項を記載する。ただし、産業競争力強化法施行令（平成二十六年政令第十三号）第五条第二号に該当する場合にあっては、次の事項を別表７により記載する。

①　事業基盤強化を行う事業者の国内売上高合計額その他の産業競争力強化法施行令第五条第一号又は第二号に該当するかどうかの基準に係る国内売上高

②　申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における競争の状況

別表１

事業基盤強化の措置の内容

措置事項		実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
法第十条第二項第一号の要件			
	イ　新たな船舶等の開発及び生産又は新たな役務の開発		